乳児等支援給付の支給認定並びに乳児等通園支援事業等の認可及び確認の手続きに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月９日

恵庭市長　原　田

恵庭市規則第２８号

乳児等支援給付の支給認定並びに乳児等通園支援事業等の認可及び確認の手続きに関する規則の一部を改正する規則

乳児等支援給付の支給認定並びに乳児等通園支援事業等の認可及び確認の手続きに関する規則（令和８年規則第１２号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条～第17条　(略)	第１条～第17条　(略) (指導監査) 第18条　市長は、認可事業者及び確認事業者に対し、乳児等通園支援事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、年１回の定期監査及び必要に応じて臨時監査を実施する。 2　認可事業者及び確認事業者は、前項の指導監査を正当な理由がなく拒むことができないものとする。 3　第１項の指導監査は、利用児童等の処遇状況、職員の処遇状況、会計経理の状況、乳児等通園支援事業の質の確保、乳児等のための支援給付費の請求等に関する事項等について、帳簿書類の内容その他必要な事項を調査することにより実施する。 4　市長は、第１項の指導監査の結果、改善を求める必要があると認める場合、改善指導を行うものとする。

現行	改正案
	5　認可事業者及び確認事業者は、改善指導を受けた場合にはその改善に向け速やかに対応するものとする。 6　市長は、改善指導に係る改善状況を確認するものとする。 7　市長は、改善指導を繰り返し行っているにも関わらず改善されず、改善の見通しがない場合には改善勧告を行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、改善指導を経ることなく改善勧告を行うことができる。 (1)　著しく不適正な保育内容や保育環境である場合 (2)　著しく利用児童の安全性に問題がある場合 (3)　乳児等のための支援給付費の請求に不正又は著しい不当が認められた場合 (4)　前3号に掲げるもののほか、特に必要があると認められる場合 8　前項の改善勧告は、認可事業者及び確認事業者に対し改善を必要とする事項を文書により通知し、当該事項に対する改善状況について期限を付して報告を求めることにより行うものとする。 9　認可事業者及び確認事業者は、第7項の改善勧告を受けた場合にはその改善に向け速やかに対応するものとする。 10　市長は、第8項の報告を受けた場合には、改善勧告に係る改善状況を確認しなければならない。同項の期限を経過して報告がない場合についても、同様とする。
第18条　(略)	第19条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。